

## 住宅再建相談会および「住まいの復興給付金」申請相談会を開催します

▷住宅再建相談会問い合わせ先＝住宅金融支援機構お客様コールセンター(☎0120-086-353)  
▷「住まいの復興給付金」申請相談会問い合わせ先＝住まいの復興給付金事務局(☎0120-250-460)

8月25日(土)、大船渡市役所本庁を会場に、住宅再建相談会と「住まいの復興給付金」申請相談会を開催します。

### ■住宅再建相談会

東日本大震災で被災し、住宅再建を考えている人や再建についての情報を知りたい人のための相談会です。

住宅再建支援制度の説明や、住宅建築に関する情報提供、資金計画などの相談に、弁護士、ファイナンシャルプランナー、建築や金融の専門家、県や市の担当者が対応します。



### ■「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引き上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜き100万円以上)した場合に、消費税増税分相当の給付が受けられる制度です。

申請対象となるか、申請書の書き方、申請に必要な書類、作成した申請書の事前確認などの相談や質問に、相談員が直接お答えします。

### ■相談会開催日程 ※受付は午後3時30分まで

期日	時間	内容	会場
8月25日(土)	10:00~12:00	個別相談	大船渡市役所本庁 地階大会議室
	13:00~16:00		

## 生ごみの減量に取り組みましょう～「もうひとしぼり」でごみの減量～

▷申請先/問い合わせ先＝市公衆衛生組合連合会事務局【市民環境課環境衛生係(☎内線125)】

### ■生ごみ減量のポイント

「燃えるごみ」の重さに占める割合が最も多いのは「水分」で、その多くは生ごみに含まれています。生ごみは約70%が水分で、生ごみを減らすことが、ごみ減量への近道になります。

### ■今日からできる生ごみ減量のこつ

- ①計画的な買い物をして、捨てるものを減らす。
- ②ぬれた生ごみは、水分を「もうひとしぼり」してからごみに出す。
- ③野菜の皮などの生ごみは、ぬらす前にごみに出す。
- ④堆肥として、ガーデニングなどに活用する。



### 生ごみ「もうひとしぼり」の効果

市内全世帯でぬれた生ごみをもうひとしぼりし、1回30cc(大さじ2杯分)の水切りをするだけで、市全体で年間約46t以上のごみを減量できます。

※大船渡市の世帯数1万5千世帯、年104回(週2回×52週)で計算

### ■「電動生ごみ処理機」の購入費を助成

生ごみを堆肥化するため、さまざまな種類の生ごみ処理機器があります。中でも「電動生ごみ処理機」は、生ごみを減量する効果や処理物を堆肥として利用できる利点などがあります。

市公衆衛生組合連合会では、生ごみの減量・資源化を促進するため、家庭用電動生ごみ処理機の購入費を助成しています。

▷対象＝市内に在住し、電動生ごみ処理機を購入予定の人 ※購入前に申請してください。

▷補助率＝購入費の1/2以内(上限2万円)

※千円未満の端数は切り捨て

▷申請締切日＝平成31年2月28日(木)

※申請者が多数の場合は、早期に受け付けを終了することがあります。

▷申請に必要なもの＝印鑑、購入先の見積書、機種の方角カタログなど

▷その他

- ・メーカー、価格は問いませんが、市内の小売店で購入する電動生ごみ処理機に限ります(通信販売などでの購入は対象外)。
- ・補助は1世帯につき1台に限ります。

## 受章者の功績をたたえました～叙勲・褒章受章祝賀会～

▷問い合わせ先＝秘書広報課秘書係(☎内線220)

7月5日、市内のホテルで叙勲・褒章受章祝賀会を行い、受章した皆さんの功績をたたえました。

叙勲・褒章は、各分野で顕著な功績を挙げられた人などを国が表彰するものです。

本市では、昨秋から今春にかけて、7人の皆さんが受章しました。

祝賀会には約100人が出席し、長年にわたる多大な貢献に敬意を表するとともに、その栄誉を祝福しました。



叙勲・褒章受章祝賀会の様子

### 叙勲・褒章を受章された皆さん

くま がい つね たか さん  
熊谷常孝さん

【旭日双光章(地方自治功労)】

ささき きく お さん  
佐々木菊夫さん

【旭日双光章(地方自治功労)】

かま た かず あき さん  
鎌田和昭さん

【旭日双光章(地方自治功労)】

うえ の はじめ さん  
上野一さん

【瑞宝双光章(教育功労)】

こん どう いくじろう さん  
近藤育治郎さん

【瑞宝双光章(消防功労)】

てら さわ まさ なお さん  
寺澤正直さん

【瑞宝双光章(教育功労)】

さん じょう はつ お さん  
三条初雄さん

【藍綬褒章(統計調査功績)】

## 8月30日から9月5日は建築物防災週間です～期間中は相談所を設置します～

▷相談所設置先/問い合わせ先＝沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター(☎⑦9919)

8月30日(木)から9月5日(水)までは、地震や火災、がけ崩れなどの災害から人命および建築物の被害を防止し、安心して生活できるように建築物の防災対策を推進する「建築物防災週間」です。

週間中は、相談所を設置し、建築に関する地震対策のほか、火災やがけ、ブロック塀の安全確保など、建築物の防災に関する市民の皆さんのご相談に応じますので、ぜひご利用ください。

※広報大船渡7月20日号に「ブロック塀などの安全点検について」の記事を掲載しています。基準に不適な箇所がある場合や、分からないことがありましたら、この機会にぜひご相談ください。

※ブロック塀には、塀の高さ、厚さ、控え壁や基礎の有無、傾きやひび割れがないかなどの建築基準法の構造基準があります。

地震時に倒壊による二次災害を及ぼさないよう、適切な維持管理をお願いします。

